

 \bigcirc

 \bigcirc

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第1350号

印 刷 岡田印刷株式会社

平成14年 4 月23日火曜日 第1350号

◇ 目 次 ◇ 告 示

選挙管理委員会告示

 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体......
 527

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第855号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第 110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく 特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に 規定する書面は、愛媛県庁及び大洲市役所において告示の日 から3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年 4 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号 取締役社長 野村 哲也
- 2 工場・事業場の名称及び所在地 清水建設株式会社・五洋建設株式会社 四国横断自動車道鳥坂トンネル北工事共同企業体 大洲市長谷1449番
- 3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第 188 号)別表第 1 第55号

- 4 変更しようとする事項の内容 汚水等の処理の方法及び排出水の汚染状態及び量の変更
- 5 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 沈殿槽

		变。	更 前	变	更 後
処理施設に よる処理前	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	全りん(単 位 1リッ トルグラム)	通常 0.04 最大 0.05	通常 0.04 最大 0.05	通常 0.04 最大 1.0	通常 0.04 最大 1.0

(2) 濁水処理施設

		变。	更 前	变。	臣 後	
処理施設の主 メートル)	要寸法(単位	縦 6.0 高さ 1.2		縦 6 Ω 横 2 Ω 高さ 1 2×2基		
処理施訓	みの能力	1 時間あ 方メート	たり60立 ル	1時間あ 立方メー		
処理施設に よる処理前	項目	処理前	処理後	処理前	処理後	
及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	全りん(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 0 ,04 最大 0 ,05	通常 0 ,04 最大 0 ,05	通常 0 ,04 最大 1 ,0	通常 0.04 最大 1.0	
汚水等の1日		通常 340 最大	通常 340 最大	通常 1,000 最大	通常 1 ,000 最大	
		650	650	1 500	1 ,500	

- 6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び 最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
 - (1) No. 1 排水口

汚水等の汚	項	目	变	更	前	变	更	後
染状態の値	全位 トラント 全位 トラント	υ(単 ーリッ こつうム		0 .04 0 .05		通常最大	0 .04 1 .0	
汚水等の1日		_	通常最大	340 650		通常最大	1 ,000 1 ,500	

○愛媛県告示第 856 号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成14年4月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

随意契約に係る物品等 の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方の氏名 及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約にした理由
BSE検査セット 一 式	愛媛県保健福祉部 薬務衛生課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成14年4月1日	四国八洲薬品株式会社愛 媛営業所 愛媛県松山市来住町1445 番地 1	294 ,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の 調達手続の特例を定める政令(平成7 年政令第372号)第10条第1項第1号 の規定による。

○愛媛県告示第857号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、玉川町から協議のあった町営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(かんがい排水)・長谷四部落地区) の施行に平成14年4月10日同意した。

平成14年 4 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 858 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、玉川町から協議のあった町営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(かんがい排水)・与和木柿ノ窪地区)の施行に平成14年4月10日同意した。

平成14年 4 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 859 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、野村町から協議のあった町営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(農道)・宮本地区)の施行に平成14 年4月12日同意した。

平成14年 4 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第860号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、野村町から協議のあった町営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(農道)・舟坂下地区)の施行に平成 14年4月12日同意した。

- 141. - C. 101 - - 141. - C. 101 - - 141. - C. 101 - - 141. -

平成14年 4 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第861号

土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第96条の 2 第 1 項の 規定により、野村町から協議のあった町営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(農道)・ボヤシキ地区)の施行に平 成14年 4 月12日同意した。

平成14年 4 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第862号

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第96条の2第1項の 規定により、野村町から協議のあった町営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(区画整理)・内場地区)の施行に平 成14年4月12日同意した。 平成14年 4 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 863 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、野村町から協議のあった町営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(農道)・瀬間行地区)の施行に平成 14年4月12日同意した。

平成14年 4 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 864 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、城川町から協議のあった町営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(かんがい排水)・下相地区)の施行 に平成14年4月12日同意した。

平成14年 4 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 865 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、城川町から協議のあった町営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(かんがい排水)・魚成地区)の施行 に平成14年4月12日同意した。

平成14年 4 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 866 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、広見町から協議のあった町営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(かんがい排水)・永野市舟木地区) の施行に平成14年4月10日同意した。

平成14年 4 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 867 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、広見町から協議のあった町営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(かんがい排水)・永野市地区)の施 行に平成14年4月10日同意した。

平成14年 4 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第868号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の

規定により、広見町から協議のあった町営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(かんがい排水)・下大野地区)の施 行に平成14年4月10日同意した。

平成14年 4 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第869号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、広見町から協議のあった町営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(農道)・芝地区)の施行に平成14年 4月10日同意した。

平成14年 4 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第870号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項 の規定により、川内町松瀬川土地改良区から次のとおり土地 改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成14年 4 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日		
県単独補助土地改良事業 (かんがい排水)	西組地区	平成14年3月8日		

○愛媛県告示第871号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、川内町北方土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成14年 4 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日		
県単独補助土地改良事業 (かんがい排水)	西中村地区	平成14年3月8日		

○愛媛県告示第 872 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項 の規定により、川内町南方土地改良区から次のとおり土地改 良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成14年 4 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日		
県単独補助土地改良事業 (かんがい排水)	森地区	平成14年3月8日		
県単独補助土地改良事業 (かんがい排水)	竹ノ鼻地区	平成14年3月8日		

○愛媛県告示第 873 号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定

により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。 平成14年4月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有 効期限	登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
平成20 年4月 22日	愛媛県 第1173 号	魚かす 粉末	ポン 7 0魚か ず粉末	窒素 2 量 7.0 りん量 6.0	公定規 格のと おり	愛媛県農業協 同組合連公山 愛媛県松山 南堀端町2番 地3
平成20 年4月 22日	愛媛県 第1174 号	肉骨粉	ポン 6 .0肉骨 粉	窒素全 りん 全量 10.0	公定規 格のと おり	愛媛県農業合 同組県県 愛媛県駅 宮媛県 本堀 は 3
平成17 年4月 24日	愛媛県第1187号	液状複 合肥料	ほマン入素液ン(銅リン)うン苦り複肥3鉄、ブ添素ガ土尿合ポ号、モデ加	室量水り 水加 水苦 水マン 水ほ素 2溶ん 6溶里 4溶土 2溶ン 1溶う1 2円 の性が の性素の	公格おり	愛媛自慶東 原連 原連 原連 場 場 場 場 場 場 場 場 場 場 場 場 場 場 場
平成17 年4月 24日	愛媛県 第1188 号	液状複 合肥料	ほマン入合ポ号、亜モデ加うン苦り液ン(銅鉛リン)素ガ土複肥5鉄、、ブ添	水り 水加 水苦 水マン 水ほ 溶ん 6溶里 4溶土 2溶ン 1溶う 1性酸 0性 0性ガ 00性素の	公格おり	愛媛県農業協会 愛媛県連合市 南城端町 2 番 地 3

○愛媛県告示第 874 号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成14年 4 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間 平成14年4月23日から5月6日まで

○愛媛県告示第 875 号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県松山地方局建設部に 備え置いて縦覧に供する。

平成14年 4 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 河川の名称

- 一級河川重信川水系菅沢川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成14年4月23日
- 3 廃川敷地等の位置

松山市菅沢町甲 466 番 3 地先から同甲 466 番 1 地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 (河川管理施設を含む。) 115 91平方メートル

○愛媛県告示第 876 号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。 平成14年 4 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	中山砥部線	伊予郡中山町大字栗田甲962番1地先から	旧	メートル 55~129	キロメートル 0 .090	
宗 追	구 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다 다	同大字甲967番 1 地先まで	新	36 5~65 3	0 .090	

○愛媛県告示第 877 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年4月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	中山砥部	線	伊予郡中山			也先から				平成14年 4 月23日

○愛媛県告示第 878 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年4月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の	の種類	路	線	名	区	間	旧・新 別	敷幅	地	の員	延長		備	考
県	道		石内子	4白	喜多郡内子町大瀬南7431番 1 から		旧	メー	〜ル 3~1	9 5	キロメート 0 .129	ル		
	坦	<u> </u>	口的于	称	同町大瀬南6990番1まで		新	6	8 ~ 3	0. 08	0 .127			

○愛媛県告示第879号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成14年4月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路(の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	道	立	:石内子	線	喜多郡内子 同町大瀬南							平成14年 4 月23日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第10号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第 194 号)第17条第 2 項の規定により、平成14年 4 月 2 日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成14年 4 月23日

愛媛県選挙管理委員会 委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏	主たる事務所の所在地	
以 冶 凶 体 の 名 柳	代 表 者 会計責任	者とな事務別の別任地	
浦瀬明後援会	浦瀬明鳥井	定 宇和島市中央町 2 - 2 - 27	
浦瀬明を育てる会	浦瀬明弓削	勝 字和島市長堀 2 - 2 - 26	
菅良二後援会	市川廣登小笠原和	也 越智郡大三島町宮浦5714 - 3	
政治結社大日本国友会	笠屋 寛 小川	順 松山市馬木町287	
東予市を明るくする会	越智国重越智国	重 東予市三津屋南4-37	
西河熊彰後援会	松井長一松井	宇和島市石応1334	
日野ひろし後援会	日野健一江戸	茂 伊予市下吾川1030	
ふれ愛吉田クラブ	門多耕太大久保	洋 北宇和郡吉田町北小路甲200	
明和会	浦瀬明 弓削	勝 宇和島市長堀2-2-26	
山本五郎後援会	平野啓三秋山勝	美 今治市泉川町 2 - 2 - 13	
吉岡政雄後援会	吉 岡 政 雄 栗 栖	寛 松山市石手 1 - 4 - 33	
若木三郎後援会	井 伊 良 平 井 伊 良	宇和島市寄松甲627	

	平成14年 4 月23日	<u> 愛 媛</u>		 第1350号
i			1	